

・・・ 食品の表示 ・・・  
お米などの必要な表示は？

私たちが普段美味しく食べているお米などについても、まとめてみましょう。消費者の保護のために食品衛生法・JAS法をはじめとした様々な法令や基準で規制されています。食品の表示は、消費者が食品を購入するとき、正しく食品の内容を理解し、選択するうえでの大切な情報となります。買うときや食べるときには、必ずチェックをしたいものです。

●包装された米穀の表示は5項目

1. 名称

「玄米」・「もち精米」・「うるち精米」(うるちは省略可)・「胚芽精米」の中から、その内容を表すもの。

2. 原料玄米

「産地」、「品種」、「産年」、「使用割合」

(原料玄米が農産物検査法等による証明を受けたものに限り「産地」、「品種」、「産年」の表示ができる。)

3. 内容量

単位を明記します。

4. 精米年月日

玄米は原料玄米の「調整年月日」、輸入品は「輸入年月日」

5. 販売者

氏名又は名称、住所、電話番号

●量り売りの米穀の表示は

表示の基準が異なり次の表示が必要になりますが、表示は袋に表示する以外に、立て札などポップでもかまいません。

1. 名称

2. 原産地

国内産は「都道府県名」、輸入品は「原産国名」を記載します。

毎日、私たちが食べているお米についても、いろいろとあるのですね。「新米」と表示されるのはいつのお米なのかお分かりでしょうか？それは原料玄米が生産された年の12月31日までに精白され、容器包装された精米に限り「新米」と表示できます。また、ブレンドした使用割合が50%以上の場合は「新米ブレンド」と表示できますが、未満の場合は「新米○%」と表示する必要があります。ご存知だったでしょうか？

(記 今野 勇)